

<資料：板倉正直市長が渡邊正一議長に提出した再議書（平成 26 年 3 月 18 日付）>

印西総第 567 号
平成 26 年 3 月 18 日

印西市議会議長 渡邊 正一 様

印西市長 板倉 正直

再議書

平成 26 年第 1 回印西市議会定例会において、平成 26 年 3 月 12 日に修正可決された「議案第 13 号 平成 26 年度印西市一般会計予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定により、再議に付する。

理 由

「小学校空調設備設置工事实施設計業務委託費」について、20,000 千円を全額削除した予算修正は、以下の点において疑義がある。

- 1 近年の猛暑は、定着した感がある。6 月から 9 月までにかけての授業日において、印西市の最高気温は 30 度を超す真夏日、35 度を超す猛暑日が多くなっている。印西市立の小中学校の児童・生徒らは授業に集中することができない。教室内の温度が上昇し、昨年児童が体調不良により早退した例もある。

近隣市を見ても、浦安市、船橋市、市川市、成田市、松戸市及び流山市で、次々と教室の冷房化又は冷房化の決定がなされている。県立千葉中学校及び特別支援学校の普通教室は冷房化されている。

市内の小中学校及び中学校の校長でつくる印西市校長会からは、教室へのエアコン設置についての要望が続いている。子どもの健康を守り、暑い季節に授業に集中できる環境をつくる教室の冷房化は不可欠である。平成 24 年の印西市長選挙において、私は学校にエアコンを設置することを公約として掲げて当選した。

しかし、平成 26 年第 1 回印西市議会定例会において、議会の多数派は予算の上で対案を示すことなく、小学校の教室にエアコンを設置するために必要な設計委託料 20,000 千円を全額削除した。このままでは、子ども及び保護者と私との約束であり、かつ、必要不可欠な政策が中止に追い込まれるため、私は地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、この削除について再議に付することを決定した。

- 2 市議会の予算審査常任委員会や本会議において、エアコン導入に反対する議員の反対理由は、説明不足、計画の不在、PFI やリースを検討していない、という 3 つに集約される。

第 1 に、説明はしている。平成 26 年 2 月 18 日の平成 26 年第 1 回印西市議会定例会の開会に先立って配付した「平成 26 年度主要事業」では、「基本目標 4、健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる<教育・文化>」に関する 10 事業の 1 つとして「小学校空調設備設置工事实施設計業務委託他」と記載している。そもそも教室の冷房化は私の選挙公約であり、その政策形成過程はガラス張りであった。公開の教育委員会定例会でも小学校空調設備工事实施設計業務委託費に関する予算について審議・可決され、印西市議会の一般質問でも質疑がなされ、説明を繰り返してきた。一部議員が言うように「突然」現れた政策ではない。

第 2 に、計画はある。学校への空調設備は、市内の小中学校を 3 つのグループに分け、それぞれを 2 力年で設計・工事を実施し、平成 29 年度に事業を完了する、という 4 力年で計画している。これ以上の計画は、設計を行いながら精緻化していく、というのが近隣市を見ても、通常の方法である。

第 3 に、PFI は、PFI 事業者決定までに 2 年から 3 年を要し、採用できない。また、リースは国の交付金が受けられなくなり、トータルコストで必ずしも安くなるとは言えないこと、当市の財政状況は購入方式に耐えられること、などから見送っている。

結び

小中学校の教室を冷房化する事業は、印西市にとって不可欠であるばかりか、ここでこの事業を中止することは、子ども、保護者、学校現場の切実な期待を裏切ることになる。再議において、修正可決した予算を否決し、予算案原案を可決することを強く望むものである。

※本文は全文をそのまま掲載。